

**梶橋水江町線沿道及び池上新町南緑道の一体利用による地域環境改善事業
募集要項等に関する質問への回答**

■ 「3 公募対象公園施設等の設置等に係る事項（公募設置等指針）」に関する質問

	質問の概要	回答
1	<p>公募対象公園施設の整備にあたり、既設コンビニエンスストアの給水管を使用できるのか。 また、使用できない場合、給水管は公共配水管から分岐して設置しなければならないのか。</p>	<p>既設コンビニエンスストアの給水管は建物と併せて撤去されるため、使用することはできません。 また、公募対象公園施設の給水装置の設置にあたり、給水管の分岐位置を公共水道管からとすることを条件にするものではありませんが、事業期間中の公募対象公園施設への給水機能が維持されるものとしてください。</p>
2	<p>公園利用者（公募対象公園施設利用者を含む）のための自転車駐輪場は利便増進施設となるのか。</p>	<p>公園利用者のための自転車駐輪場は、募集要項 3. (4) の都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 6 号に規定する利便増進施設としての自転車駐輪場には該当しません。 なお、利便増進施設としての自転車駐輪場は、都市公園の外周に接する場所など、公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさない場所に設置することができ、具体的には、道路から直接自転車駐輪場に入出りできる場所に設置する有料自転車駐輪場やシェアサイクルポートなどが考えられます。</p>

■ 「4 交通レスト機能の設置等に係る事項」に関する質問

	質問の概要	回答
3	<p>事業地 A-1 の土地引渡しは令和 5 年 4 月に限定されるのか。</p>	<p>事業地 A-1 の土地引渡し日は、原則として令和 5 年 4 月 1 日とすることを想定していますが、事業者の計画する整備スケジュールを踏まえ、土地引渡し日を早めるなど調整は可能です。</p>